

社会保障審議会年金部会（第4回）

平成23年10月11日（火）
17：00～19：00
場所：厚生労働省9階
省議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

- （1）支給開始年齢について
- （2）在職老齢年金の見直しについて
- （3）その他

3. 閉会

〔配付資料〕

資料1 支給開始年齢について

資料2 在職老齢年金の見直しについて

資料3 厚生年金における短時間労働者への適用拡大と標準報酬下限の取扱いについて

参考資料1 現在の公的年金制度の課題と改革の方向性について

参考資料2 参考資料集

参考資料3 今後の高年齢者雇用に関する研究会報告書
～生涯現役社会の実現に向けて～

小塩隆士委員提出資料

第4回 社会保障審議会年金部会

平成23年10月11日(火) 17:00~19:00

厚生労働省9階 省議室

速記

藤田厚生労働大臣政務官 ○
辻厚生労働副大臣 ○
神野部会長 ○
植田部会長代理 ○

佐藤委員 ○
小山委員 ○
小室委員 ○
駒村委員 ○
菊池委員 ○
柿木委員 ○
小塩委員 ○
逢見委員 ○

○ 武田委員
○ 花井委員
○ 森戸委員
○ 諸星委員
○ 山本委員
○ 吉野委員
○ 米澤委員

企業年金国民年金基金課長 ○
国際年金課長 ○

○ 首席年金数理官
○ 大臣官房参事官
(資金運用担当)

○ 数理課長
○ 年金課長
○ 総務課長
○ 大臣官房審議官
(年金担当)
○ 年金局長
○ 年金管理審議官
○ 事業企画課長
○ 事業管理課長
○ 日本年金機構理事
(事業企画部門担当)
○ 日本年金機構事業企画部長

事務方

傍聴席

随行席

随行席

日比谷公園側

入口

受付

社会保障審議会年金部会委員名簿

氏名	所属・役職
○ 植田 和男 うえだ かずお	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
逢見 直人 おうみ なおと	UIゼンセン同盟会長付
小塩 隆士 おしお たかし	一橋大学経済研究所教授
柿木 厚司 かきぎ こうじ	日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会長
菊池 馨実 きくち よしみ	早稲田大学法学学術院教授
駒村 康平 こまむら こうへい	慶應義塾大学経済学部教授
小室 淑恵 こむろ よしえ	(株)ワーク・ライフバランス代表取締役
小山 文子 こやま ふみこ	全国女性農業経営者会議副会長
佐藤 博樹 さとう ひろき	東京大学大学院情報学環教授
◎ 神野 直彦 じん の なおひこ	東京大学名誉教授
武田 洋子 たけだ ようこ	(株)三菱総合研究所政策・経済研究センター 主任研究員・シニアエコノミスト
花井 圭子 はな い けいこ	日本労働組合総連合会総合政策局長
藤沢 久美 ふじさわ くみ	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
森戸 英幸 もりと ひでゆき	上智大学法学部教授
諸星 裕美 もろほし ひろみ	レイバーコンサルタント オフィスモロホシ 社会保険労務士
山口 修 やまぐち おさむ	横浜国立大学経営学部教授
山本 泰人 やまもと たいと	日本商工会議所社会保障専門委員会委員
吉野 直行 よしの なおゆき	慶應義塾大学経済学部教授
米澤 康博 よねざわ やすひろ	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

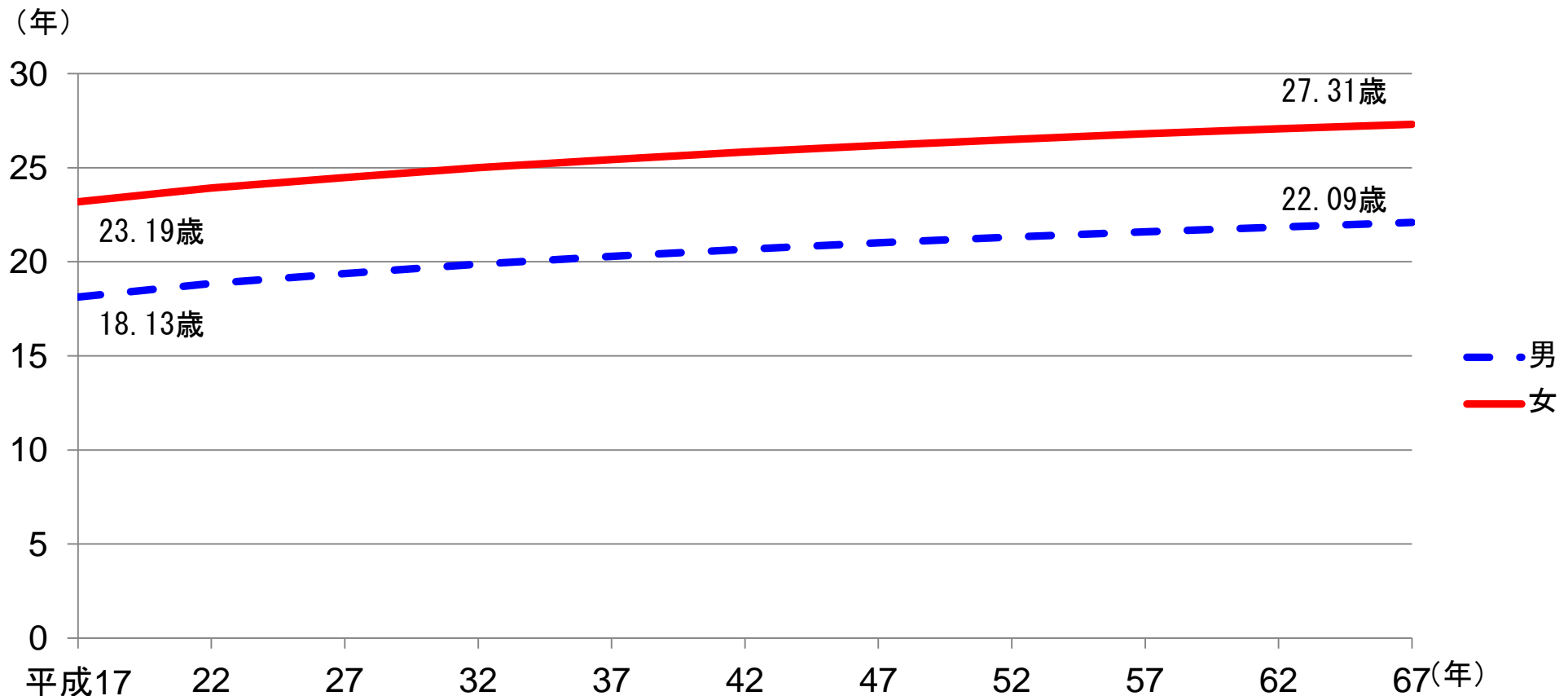
(平成23年10月11日現在、五十音順、敬称略)

(◎は部会長、○は部会長代理)

支給開始年齢について

65歳の平均余命の将来推計

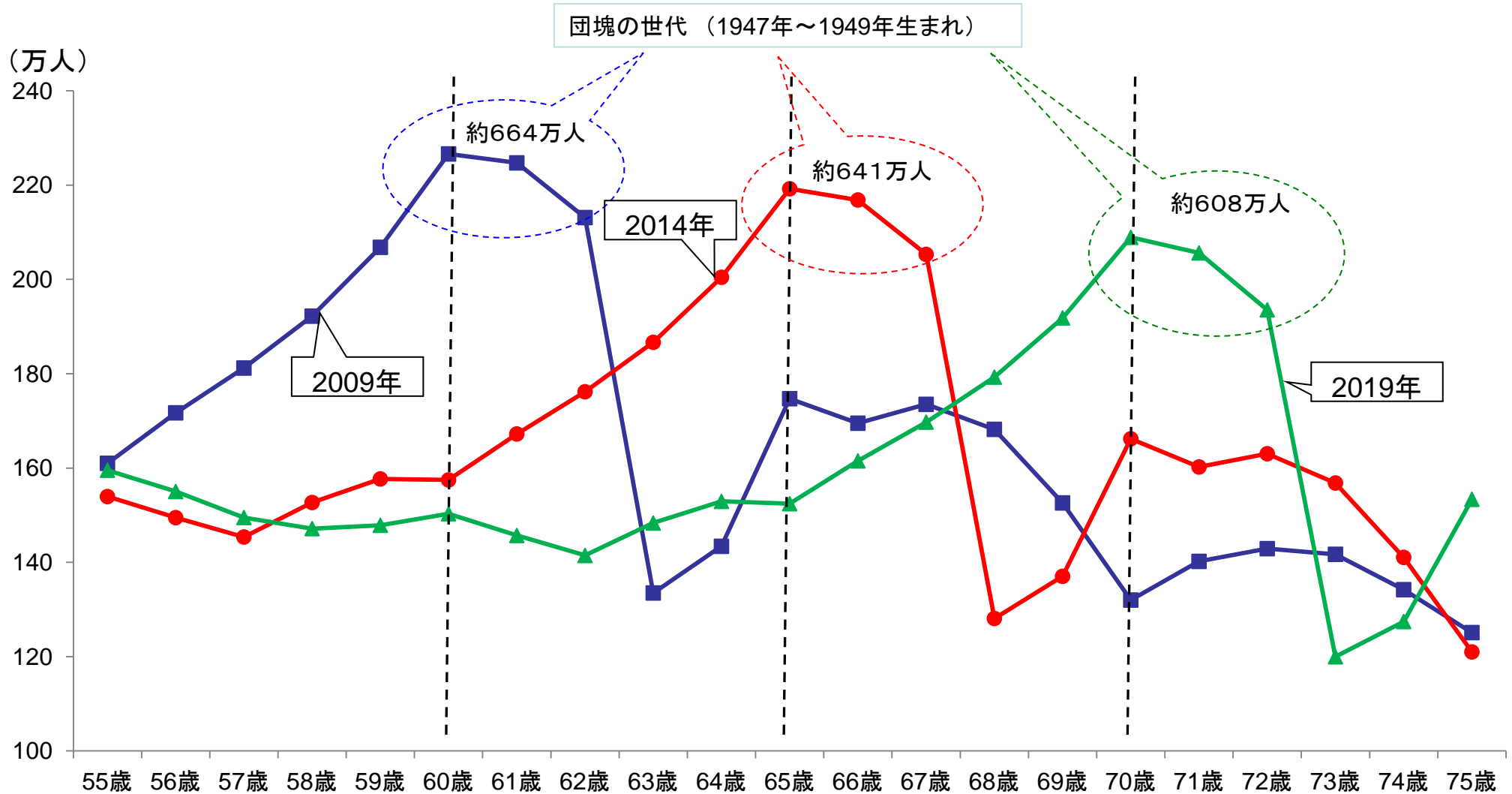
○ 65歳である者の平均余命は、2055年(平成67年)において、男性が22.09歳、女性が27.31歳であり、平成17年実績と比べ、男女共に約4年伸びる見通しとなっている。



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」中位推計より

団塊の世代の高齢化

- いわゆる団塊の世代(1947~1949年生)が、2014年には65歳、2019年には70歳を迎える。
- したがって、2014年には、すべての団塊の世代が年金受給開始年齢に到達することとなる。



資料出所:2009年は総務省統計局「人口推計」

2014年、2019年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2006年12月推計)中位推計」

支給開始年齢と平均寿命の国際比較

○ 諸外国においては、既に、いくつかの国で65歳以上への支給開始年齢の引上げが決定されている。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢 (2010年)	国民年金(基礎年金) 65歳 厚生年金保険 60歳 ※ 男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
平均寿命	男性 79.59歳 女性 86.44歳 (2009年)	男性 75.4歳 女性 80.4歳 (2007年)	男性 77.4歳 女性 81.6歳 (2006～2008年)	男性 77.17歳 女性 82.40歳 (2006～2008年)	男性 77.8歳 女性 84.5歳 (2009年)	男性 79.36歳 女性 83.37歳 (2009年)

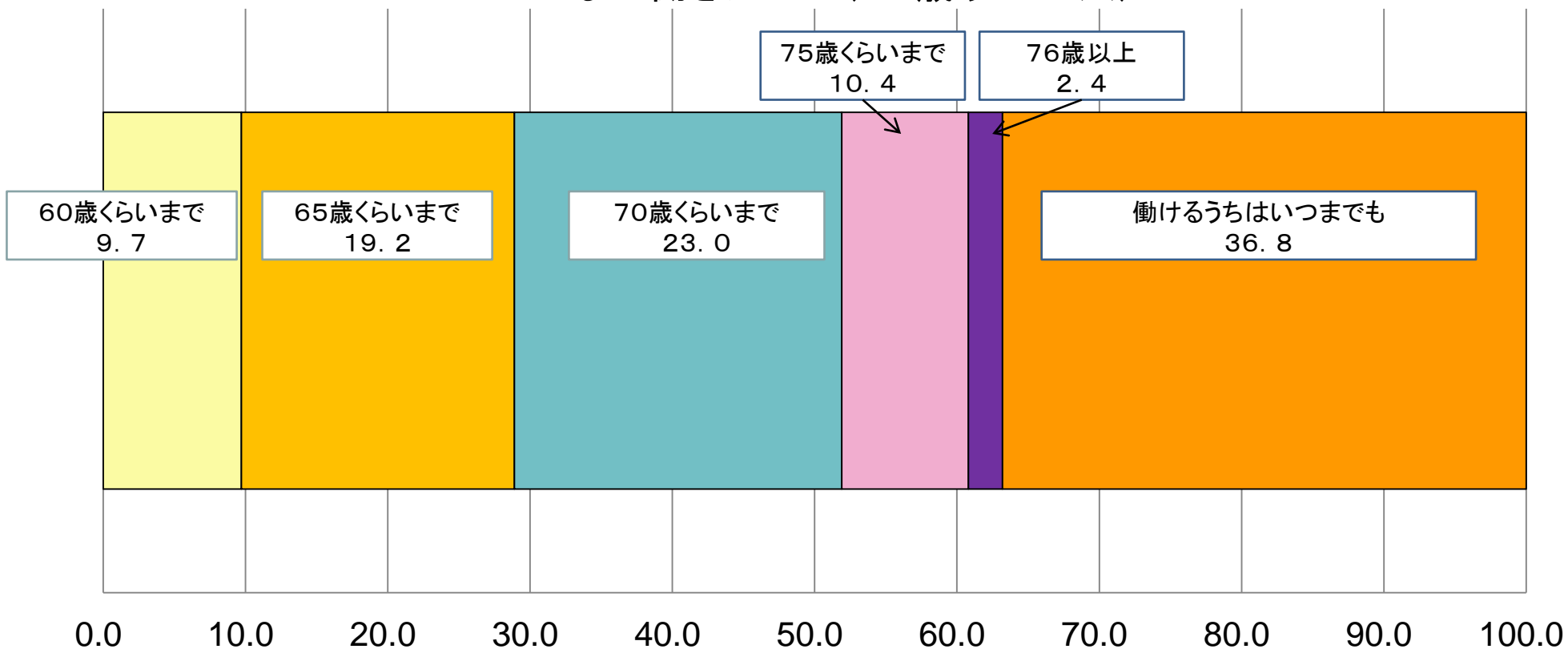
(資料) 平均寿命については、平成21年 簡易生命表の概況(厚生労働省)による。

3. 高齢者雇用の動向

高齢者の就業意欲

- 日本の高齢者は、就業意欲が高く、働けるうちはいつまでも働きたいという者、70歳以上まで働きたいという者が、それぞれ3割以上いる。

いつまで働きたいか(60歳以上の人)



資料出所: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2008)

(注) 60歳以上の男女を対象とした調査(n=3,293)

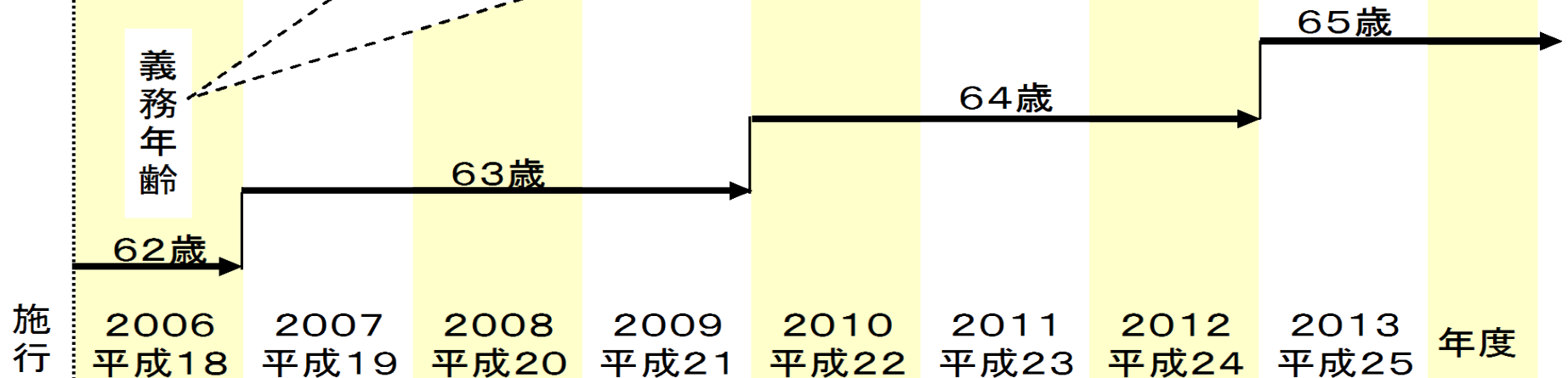
高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

○ 2004年の改正により2006年から、現行の年金支給開始年齢の引上げに合わせ、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めのある廃止のいずれかの措置をとることが、企業に義務付けられている。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入 (労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)
- ③ 定年の定めのある廃止

いずれかの措置
(高年齢者雇用確保措置)
の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、2013年度までに段階的に実施



4. 社会保障・税一体改革成案における議論等

- ・ 社会保障集中検討会議の審議の場において、有識者委員や各団体、報道機関等から、支給開始年齢の引上げを検討すべきとの意見が強く出された。
- ・ こうしたことを踏まえ、平均寿命の延びや年齢にかかわらず働ける社会の推進等を踏まえ、現在進行している支給開始年齢の引上げとの関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的に、支給開始年齢の在り方について検討することを厚生労働省案として提出。さらに、委員の求めに応じ、支給開始年齢の引き上げスケジュール案を社会保障集中検討会議に提出した。
- ・ これを踏まえて、社会保障・税一体改革成案においては、「支給開始年齢引上げ」について、先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を、十分に参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68～70歳へのさらなる引上げを視野に検討することとされた。
- ・ また、厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討することとされた。
- ・ 工程については、税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出することとされた。
- ・ 社会保障・税一体改革成案においては、基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において、0.5兆円程度の公費縮小と試算している。

支給開始年齢の引上げの見直し例について

(清家委員からのお求めにより集中検討会議(平成23年5月30日))に提出した資料)

- 現行の厚生年金(2階部分)の支給開始年齢は、段階的に65歳まで引き上げることとなっており、男子で1953年生まれの者から、女子で1958年生まれの者から61歳となる。
- 来年(2012年)60歳となる1952年生まれの者は、(自然に考えると)引上げ前倒しはできないので、1953年生まれの者から引き上げていくこととするが、従来の3年に1歳ずつ引き上げるスケジュールを前倒しし、2年に1歳ずつ引き上げる例を提示(①)。
- 更には、支給開始年齢が完全に65歳に引き上がった以降も、厚生年金・基礎年金とも引き上げる例を提示(②、③)。
- 年金受給を間近に控えた者について予定を変更する内容であり、また、実際には、65歳まではもとより、65歳以降を含めた高齢者雇用や自営業者の生活の安定の確保がなされなければならないが、実施のためにはその合意形成も必要だが、ここでは単純に見直しの例を示しているものである。

①厚生年金について引上げスケジュールを前倒し

現行(男子)	2014 61歳 (1953年生)	2017 62歳 (1955年生)	2020 63歳 (1957年生)	2023 64歳 (1959年生)	2026 65歳 (1961年生)
【見直し例】	2014 61歳 (1953年生)	2016 62歳 (1954年生)	2018 63歳 (1955年生)	2020 64歳 (1956年生)	2022 65歳 (1957年生)
	現在58歳	現在57歳 (61歳支給予定)	現在56歳 (62歳支給予定)	現在55歳 (62歳支給予定)	現在54歳 (63歳支給予定)

(参考) 例えば、61歳から62歳に引き上がる2016年において1歳引き上がることによって厚生年金の給付費は約0.8兆円縮小する。

なお、厚生年金の引上げスケジュールを前倒しても、公費には影響無し。

(注) 厚生年金女子は、現在は5年遅れの2018年からの引上げスケジュールであるが、男子と同様、2013年から前倒す。

なお、共済年金については、現行制度において、男女とも、厚生年金男子と同様、2013年から引上げスケジュールとなっている。

②厚生年金について、現在の65歳への引上げスケジュールの後、さらに同じペースで68歳まで引上げ。併せて基礎年金についても68歳まで引上げ。

現行(男子)	2023 64歳 (1959年生)	2026 65歳 (1961年生)	※厚生年金・基礎年金とも	2032 67歳 (1965年生)	2035 68歳 (1967年生)
【見直し例】			2029 66歳 (1963年生)		

(注) 厚生年金女子についても、スケジュールを前倒して、2025年までに65歳に引き上げた上、68歳にまで引き上げることとする。

③ ①で前倒しを行った上で、さらに同じペースで68歳まで引上げ

①による案	2020 64歳 (1956年生)	2022 65歳 (1957年生)	※厚生年金・基礎年金とも	2028 68歳 (1960年生)
【見直し例】			2024 66歳 (1958年生)	2026 67歳 (1959年生)

(注) 仮に基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に0.5兆円程度公費縮小。